

# 令和5年度 船橋市事業者用省エネ最適化診断支援事業補助金 ご案内

地球温暖化対策の取り組み推進のため、省エネ最適化診断を受診した中小企業者等を対象に補助金を交付します。

この案内や船橋市事業者用省エネ最適化診断支援事業補助金交付要綱をよく読んでうえで申請してください。

申請期間	令和5年6月1日（木）～ 令和6年2月29日（木） なお、予算の範囲に達した日をもって期限を待たずに申請受付を終了いたします。
	<ul style="list-style-type: none"><li>令和6年2月29日（木）または<u>予算の範囲に達した日</u>の翌日以降の申請受付は行いません。</li><li>当補助金は<u>省エネ最適化診断を受診後</u>の申請受け付けとなります。</li></ul>

## 1 補助対象事業

- 令和5年4月1日から申請日までに船橋市内に所在する事業所において実施する「省エネ最適化診断」を受診し完了したもの。

### 【省エネ最適化診断とは】

本補助では診断に要する費用に国の補助金が充当されている**以下の省エネルギー診断を対象**とし、総称して「省エネ最適化診断」としています。診断内容や金額など詳しい内容についてはそれぞれの事業をご確認ください。

診断名	実施団体	URL
省エネ最適化診断	一般財団法人 省エネルギーセンター	<a href="https://www.shindan-net.jp/">https://www.shindan-net.jp/</a>
省エネお助け隊が実施する 省エネ診断	省エネお助け隊	<a href="https://www.shoene-portal.jp/">https://www.shoene-portal.jp/</a>
省エネルギー診断	一般社団法人 環境共創イニシアチブ	<a href="https://shoeshindan.jp/">https://shoeshindan.jp/</a>

## 2 補助対象経費と補助金の額

補助対象経費	補助金額
省エネ最適化診断受診費用	補助対象経費の10分の10（税抜き） （上限21,000円）

### 3 補助対象者（以下のいずれかに該当する者）

- ・ 船橋市内に所在する事業所を所有する中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であること。
- ・ 年間エネルギー使用量 1,500kl 未満の船橋市内に所在する事業所を所有する会社法上の会社以外の法人（社会福祉法人等）であること。

### 4 補助対象外の方

- ・ 船橋市補助金等の交付に関する規則第4条の2に規定する者。

### 5 申請手続き

#### (1) 申請受付

受付期間	令和5年6月1日（木）～ 令和6年2月29日（木）
------	---------------------------

**なお、予算の範囲に達した日をもって期限を待たずに申請受付を終了いたします。**

- ・ 閉庁日（土、日、祝日、年末年始等）を除きます。
- ・ 受付時間は開庁日の午前9時から午後17時までです。
- ・ 申請は省エネ最適化診断を受診後に、申請書類一式が揃い次第行ってください。
- ・ 受付は先着順です（予算の範囲に達した日に申請された方（書類を全て提出された方）は抽選で交付対象者を決定します）。
- ・ 申請日は、**申請書類が一式揃った日**となります（不足書類があった場合には、持参日（書類到着日）と申請日が異なることがあります）。

#### (2) 申請方法

次の①か②のいずれかで申請してください。 ※ メールでの申請は受け付けておりません。

①郵送（〒273-8501（住所不要） 船橋市環境政策課ゼロカーボンシティ推進室あて）

- ・ 差出人がわかるように送付してください。
- ・ **郵送による事故等について、市では一切の責任を負いません。**
- ・ 郵送記録が残る形式（書留等）を推奨します。
- ・ 郵送は1部で構いませんが、控えを必ず保管してください（内容の確認を行うことがあります）。
- ・ 開庁時間外（開庁日の午後5時以降や閉庁日等）に市役所に届いた申請書類は翌開庁日の取扱いとなります。
- ・ 申請受付終了日の午後5時までに市役所に到着した分まで受付を行います。  
**（申請期限直前や予算残額が少なくなってきたときは、窓口を持参してください）**

## ②船橋市役所本庁舎 4 階 環境政策課窓口<sup>に持参</sup>

- ・ 受付時間は、開庁日の**午前9時00分～午後5時00分**です。  
(土日祝及び12月29日～1月3日は行っていません)。
- ・ 持参する場合は、正副2部持参(副本は白黒コピー可)してください。その場で書類がそろっているか確認を行います。
- ・ 船橋市環境政策課窓口以外での受付は行っていません。
- ・ 受付窓口は、変更になる場合があります。その際は、市ホームページでお知らせします。
- ・ 同日中であれば受付順に差はつきませんので受付時間内にお越しくださいますようご協力ください。

### (3) 提出書類

1	船橋市事業者用省エネ最適化診断支援事業補助金交付申請書(第1号様式)
2	船橋市事業者用省エネ最適化診断支援事業補助金交付請求書(第3号様式)
3	当該申請に係る市内の事業所の所有者であることを確認できる書類 例) 登記事項証明書(建物)、履歴事項全部証明書、営業許可証などの写し
4	・ 申請者が法人の場合: 申請者の法人情報を証する書類 例) 登記事項証明書の写し など ・ 申請者が個人の場合: 事業を営んでいることを証する書類 例) 例: 営業許可証の写し など
5	省エネ最適化診断の受診費用に係る領収書の写し
6	診断結果報告書の写し
7	その他市長が必要と認める書類

- ・ 市が様式等を指定している書類は記入例を必ず確認し作成してください。
- ・ **申請日は、申請書類が一式揃った日となります(不足書類があった場合には、持参日(書類到着日)と申請日が異なることがあります)。**
- ・ 予算の範囲に達した日または令和6年2月29日(木)のいずれか早い日までに必要な書類が揃わない場合は、補助金を交付することができません(抽選の対象者にもなりません)。
- ・ フリクションペンや鉛筆等の、筆跡を消すことが出来る筆記具は使用しないでください。
- ・ **訂正がある場合には、捨印等による対応はできませんので、提出書類を再度作成し、再提出してください。**

#### (4) 書類の記載例

##### ①交付申請書（第1号様式）記入例

第1号様式（第6条関係）

船橋市事業者用省エネ最適化診断支援事業補助金交付申請書

個人事業主の場合は事業所の所在地ではなく居住場所の住所を記載 令和〇年〇〇月〇〇日

船橋市長 あて

所在地 千葉県船橋市〇町〇丁目〇番〇号  
 申請者 会社名 株式会社 〇〇〇〇〇  
 代表者職氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 印

船橋市事業者用省エネ最適化診断支援事業補助金の交付を受けたいので、船橋市事業者用省エネ最適化診断支援事業補助金交付要綱の規定を遵守することを誓約するとともに、同要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

受診する事業所等の名称	株式会社 〇〇〇〇〇 船橋工場	
受診する事業所等の所在地	船橋市〇〇町〇丁目〇番〇号	
補助対象経費（税抜き）	21,000円	
交付申請額	21,000円	
常時使用する従業員の数	〇〇人	
個人事業主の方は生年月日を記入	【生年月日】 年 月 日	
担当者	所属	〇〇〇〇課
	氏名	〇〇 〇〇
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	E-mail	〇〇〇〇@〇〇〇〇.com

**【注意事項】**  
 当該補助金の交付を受けた者は、市長から省エネ最適化診断の実施効果に関する資料の提供を求められたときは、これに協力しなければならない。

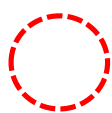
## ②交付請求書（第3号様式）記入例

第3号様式（第8条関係）

船橋市事業者用省エネ最適化診断支援事業補助金交付請求書

令和  年  月  日  
日付は空欄

船橋市長 あて

申請者	所在地	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 千葉県船橋市〇町〇丁目〇番〇号	印鑑
	商号又は名称	株式会社 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	
	代表者職氏名	代表取締役 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	

交付申請書と同じ印を使用

交付決定のあった船橋市事業者用省エネ最適化診断支援事業補助金について、同補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

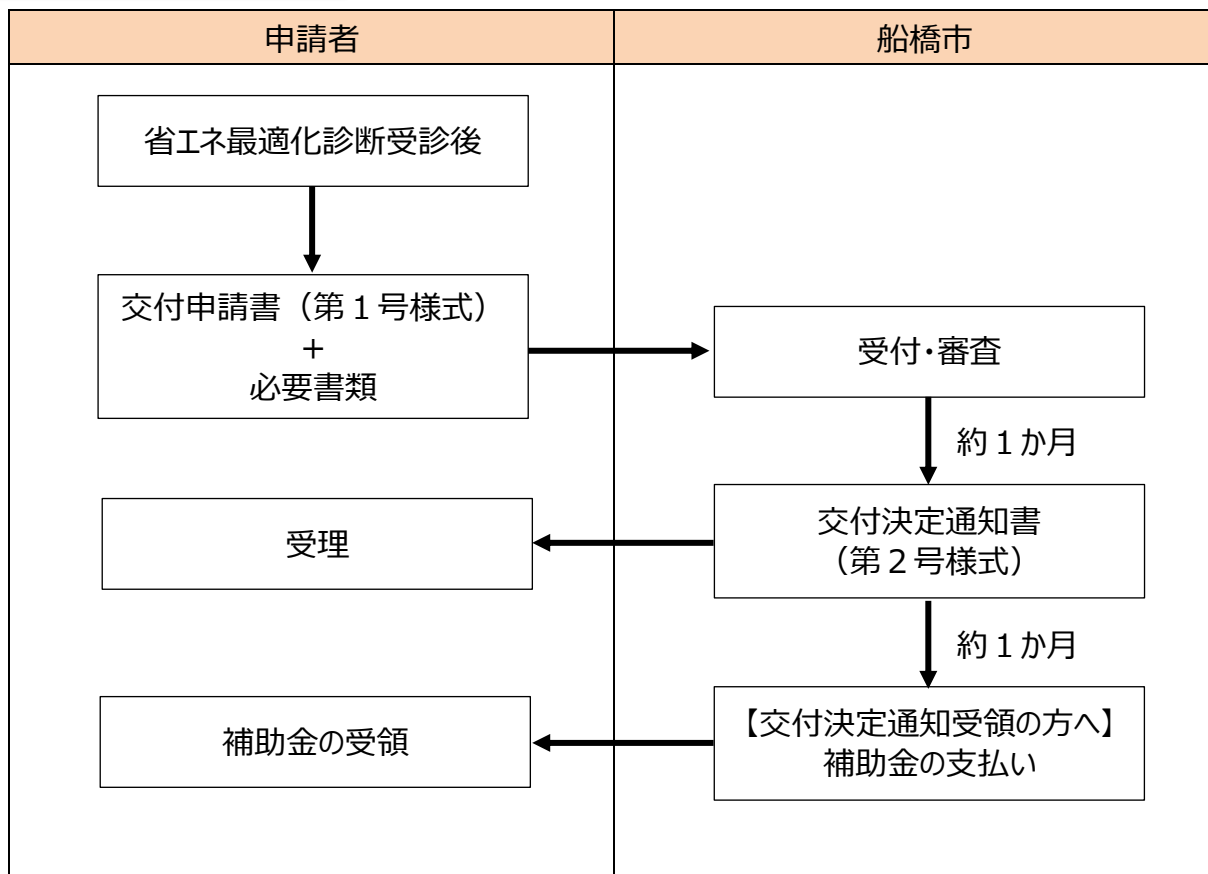
指令年月日	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
指令番号	この欄は市で記入
請求金額	<input type="text"/> 金 , <input type="text"/> 円

振込先 金融機関名	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行	<input type="checkbox"/> 本店
	<input type="checkbox"/> 金庫	<input checked="" type="checkbox"/> 支店
	<input type="checkbox"/> 組合	<input type="checkbox"/> 出張所
口座種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 ・ <input type="checkbox"/> 当座 （該当する種別にチェック）	
口座番号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	
※口座番号が6桁の場合は、頭に「0（ゼロ）」を加えて7桁にしてください。		
口座名義 (カタカナ)	カ) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> ダイヒョウトリシマリヤク <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	

**【注意事項】**

- ・太枠内のみ記入し、漏れがないようにしてください。
- ・申請書（第1号様式）に押印したものと同一印鑑を使用してください。（申請書と異なる印鑑を使用している場合は、受理できません）
- ・様式サイズは、日本産業規格に基づくA4サイズとしてください。
- ・口座番号が6桁の場合は頭に「0（ゼロ）」を加えて7桁にしてください。

## (5) 手続きの流れ



## 6 注意事項

- ・ 申請（交付要綱第6条関係他）や報告（交付要綱第11条関係）に係る手数料及び送料などは市では一切負担いたしません。
- ・ 補助制度の理解に努めてください。
- ・ 申請書類はよく確認したうえでご提出ください。不足書類があった場合には補助金は交付できません。
- ・ 補助金交付後に要件を満たしていないことが発覚した場合には、補助金の返還（交付要綱第10条関係）を求める場合があります。
- ・ 他の団体の補助金を受ける場合に併用が可能か必ず確認してください。

### <申請・お問い合わせ先>

〒273-8501 船橋市湊町2丁目10番25号 船橋市役所本庁舎4階  
 船橋市 環境政策課 ゼロカーボンシティ推進室  
 （受付：平日 9：00～17：00）  
 電話：047-436-2465  
 FAX：047-436-2487